

(韓国) 植物新品種保護法施行令仮訳

[2013年6月2日施行] [大統領令第24562号、2013年5月31日制定]

農林畜産食品部 (種子生命産業担当) 044-201-2479、2480

海洋水産部 (養殖産業担当) 044-200-5633、5634

韓国国立種子院 (KSVS) ホームページより (原文韓国語) :

http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub_view.jsp?seq=246&npage=1&category=22

目次

第1章	総則	131
	第1条 (目的)	
	第2条 (定義)	
第2章	育成者の権利保護など	131
	第3条 (在外者による手続の実行)	
	第4条 (職務育成品種の届け出)	
	第5条 (承継の決定)	
	第6条 (権利の譲渡)	
	第7条 (品種保護の出願)	
	第8条 (職務育成者の品種保護出願)	
	第9条 (品種保護権の設定登録)	
	第10条 (国有品種保護権の処分)	
	第11条 (専用実施権の設定などの原則)	
	第12条 (国有品種保護権の実施の承認)	
	第13条 (専用実施権等の実施期間)	
	第14条 (国有品種保護権の処分方法)	
	第15条 (随意契約の申し込み)	
	第16条 (予定価格の算定資料請求)	
	第17条 (予定価格)	
	第18条 (処分の公告)	
	第19条 (契約書の作成)	
	第20条 (処分の結果の通知)	
	第21条 (譲渡代金等の納付方法)	
	第22条 (譲渡代金等の処理)	
	第23条 (契約の解除)	
	第24条 (国有品種保護権の処分に関する種子委員会の意見聴取)	
	第25条 (台帳の備え付け)	
	第26条 (登録補償金)	
	第27条 (国有品種保護権の処分補償金等)	
	第28条 (補償金の持分支払)	
	第29条 (元・退職や死亡後の補償)	
	第30条 (補償金等の返還)	
	第31条 (品種保護を受けることができる権利の処分)	
	第32条 (準用)	

- 第 33 条 (品種の特性の説明等に関する記載事項)
- 第 34 条 (品種保護出願の要旨を変更)
- 第 35 条 (審査官の資格)
- 第 36 条 (農漁民の自己採種)
- 第 37 条 (通常実施権の設定についての裁定の例外)
- 第 38 条 (品種保護審判委員会の構成及び運営)
- 第 39 条 (審判委員の資格)
- 第 40 条 (品種名称の取り消し)

第3章 補則・・ 136

- 第 41 条 (種子委員会の委員の身分保障)
- 第 42 条 (種子委員長の職務)
- 第 43 条 (種子委員会の会議の招集と議決)
- 第 44 条 (手当)
- 第 45 条 (監事)
- 第 46 条 (調整事件の分離または結合)
- 第 47 条 (調整部の構成及び運営)
- 第 48 条 (運営細則)
- 第 49 条 (権限の委任・委託)

(韓国) 植物新品種保護法施行令仮訳

[2013年6月2日施行] [大統領令第24562号、2013年5月31日制定]

農林畜産食品部 (種子生命産業担当) 044-201-2479、2480

海洋水産部 (養殖産業担当) 044-200-5633、5634

韓国国立種子院 (KSVS) ホームページより (原文韓国語) :

http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub_view.jsp?seq=246&npage=1&category=22

第1章 総則

第1条 (目的) この令は、「植物新品種保護法」で委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (定義) この令で使用する用語の意味は次のとおりである。

1. 「職務育成品種」とは、公務員が育成したり、発見開発 (以下「育成」とする) した品種として、その性質上、国又は地方自治団体の業務範囲に属し、その品種を育成するようになった行為が公務員の現在または過去の職務に属するものをいう。
2. 「国有品種保護権」とは、「植物新品種保護法」 (以下「法」という。) に基づいて登録された品種保護権をいう。

第2章 育成者の権利保護など

第3条 (在外者による手続の実行) 法第4条第1項の「大統領令で定める場合」とは、品種保護管理人を選任した在外者 (法人の場合には、その代表者をいう。) が国内に滞在する場合をいう。

第4条 (職務育成品種の届け出) 職務上の新品種を育成した公務員 (以下「職務育成者」という。) は、遅滞なく、その品種に関する事項を農林畜産食品部と海洋水産部の共同部令 (以下「共同令」という。) で定めるところにより、その所属する機関の長 (以下「育成機関の長」という。) に申告しなければならない。

第5条 (承継の決定) ①第4条及び第8条第2項の規定による申告を受けた育成機関の長は、その品種が職務育成品種に属するかを決定しなければならない。

②育成機関の長は、第1項の規定による決定事項を書面で職務育成者に通知しなければならない。

第6条 (権利の譲渡) 職務育成者育成機関の長から、彼が育成した新品種が職務育成品種に属する通知を受けたときは、遅滞なく、品種保護を受けることができる権利を育成機関の長に譲渡しなければならない。

第7条 (品種保護の出願) ①第6条の規定により品種保護を受けることができる権利を譲渡された育成機関の長は、遅滞なく、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に品種保護出願をし、必要と認める場合には、外国に品種保護出願をしなければならない。

②第1項の規定による品種保護出願は、育成機関の長の名義でなければならない。

③育成機関の長は、第1項の規定により農林畜産食品部長官、海洋水産部長官または外国に品種保護出願をした場合には、その事実を書面で職務育成者に通知しなければならない。

第 8 条（職務育成者の品種保護出願） ①職務育成者育成機関の長から、彼が育成した新品種が職務育成品種に属していない旨の通知を受けた後でなければ、自己の名義で品種保護出願をすることができない。ただし、職務育成者の名義で緊急に品種保護出願をする必要があると認められる場合は、この限りでない。

②職務育成者は、第 1 項但書の規定により品種保護出願をした場合には、共同部令で定めるところにより、育成機関の長にその内容を申告しなければならない。

第 9 条（品種保護権の設定登録） 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 7 条第 1 項の規定により品種保護出願をした職務育成品種が法第 43 条の規定により品種保護の決定がされたときは、その職務育成品種については、遅滞なく、次の各号のように、国の名義で品種保護権の設定登録をしなければならない。

1. 品種保護権者：大韓民国
2. 管理庁：農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官
3. 承継者：農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官

第 10 条（国有品種保護権の処分） 国有品種保護権の有償譲渡、専用実施権の設定又は通常実施権の許諾（以下、「国有品種保護権の処分」という。）をするときは、通常実施権を許諾することを原則とする。ただし、通常実施権を許諾を受ける者がいない場合や、品種や栽培の種類が多様で、価格変動が激しい作物の普及率の向上や育成された品種の継続的な普及のための事後管理などのために、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が特に必要と認める場合には、国有品種保護権の有償譲渡又は専用実施権の設定をすることができる。

第 11 条（専用実施権の設定などの原則） ①国有品種保護権の専用実施権の設定又は通常実施権の許諾は、有償とする。

②国有品種保護権を政府機関の長（育成機関の長を含む。以下同じ。）が直接実施する場合には、共同部令で定めるところにより、無償で行うことができる。

第 12 条（国有品種保護権の実施の承認） ①政府機関の長は、国有品種保護権を直接実施するには、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の承認を受けなければならない。

②政府機関の長は、第 1 項の規定による承認を受けるには、その承認申請書に次の各号の書類を添付して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。

1. 国有品種保護権の実施に関する事業計画書 1 部
2. 実施料見積書 1 部（第 11 条第 2 項の規定により無償で実施する場合には、その理由書 1 部）

第 13 条（専用実施権等の実施期間） 国有品種保護権の専用実施権を設定し、又は通常実施権を許諾する場合、その実施期間は、その専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に関する契約日から 7 年以内とする。

第 14 条（国有品種保護権の処分方法） 国有品種保護権の処分は、一般競争入札の方法である。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約の方法で行うことができる。

1. 国有品種保護権を実施するのに特定の人々の技術や設備が必要で一般競争入札に付することができないとき
2. 専用実施権の設定を受けた者にその国有品種保護権を譲渡するとき
3. 通常実施権を許諾したとき。この場合、許可要件をあらかじめ公告しなければならない。
4. 専用実施権の設定期間が終わった後、その実施料を上げて再契約するとき
5. 天災や展示事変又はこれに準ずる国家非常事態の場合であって一般競争入札に付する時間的余裕がないとき
6. 2 回以上流札したり、落札者が契約を締結しないとき

第15条(随意契約の申し込み) 第14条各号以外の部分ただし書により随意契約の方法で国有品種保護権の処分を受けようとする者は、随意契約申込書に次の各号の書類を添付して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官に提出しなければならない。

1. 国有品種保護権の実施に関する事業計画書1部
2. 譲渡代金見積書や実施料見積書1部

第16条(予定価格の算定資料請求) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分をする場合(第11条第2項の規定により政府機関の長が無償で実施する場合を除く。以下第17条において同じ。)は、育成機関の長にその国有品種保護権の譲渡代金または実施料の予定価格の算定に必要な資料の提出を要請することができる。

第17条(予定価格) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分をする場合には、第16条の規定により育成機関の長が提出した予定価格の算定の資料を考慮して予定価格を定めなければならない。

第18条(処分の公告) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第14条各号以外の部分の本文に基づいて一般競争入札の方法で国有品種保護権の処分をする場合には、入札期日の30日前までに、その国有品種保護権の品種名称、処分の種類、入札日時及び場所、入札参加資格等の入札に必要な事項を官報や新聞に掲載したり、その他の方法で公告しなければならない。

第19条(契約書の作成) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分をする場合には、共同部令で定めるところにより、その処分に関する契約書を作成しなければならない。

第20条(処分の結果の通知) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分をし、又は第12条第1項の規定による承認をした場合には、その内容と、第27条の規定による国有品種保護権の処分補償金と報奨金をその育成機関の議長と職務育成者にそれぞれ通知しなければならない。ただし、育成機関の長が第12条第1項の規定による承認を受けた政府機関の職員の場合には、職務育成者のみに通知する。

第21条(譲渡代金等の納付方法) ①国有品種保護権の譲渡代金は、一度に支払わなければならない。

②国有品種保護権の実施料は、その実施期間中、毎年、年2回に分割して納付することができる。

第22条(譲渡代金等の処理) 国有品種保護権の譲渡代金または実施料は、一般会計の歳入(歳入)にする。

第23条(契約の解除) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分に関する契約を締結した者がその契約を履行しなかったり、契約条件に違反したときは、その契約を解約することができる。

第24条(国有品種保護権の処分に関する種子委員会の意見聴取) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権に関する次の各号に掲げる事項についての法第118条の規定による農林種子委員会や水産種委員会(以下、「種子委員会」という。)の意見を聴かななければならない。

1. 第10条ただし書による国有品種保護権の有償譲渡と専用実施権の設定に関する事項
2. 第11条第2項の規定による無償の実施に関する事項
3. 第12条第1項の規定による承認に関する事項
4. 第17条の規定による予定価格の決定に関する事項

第25条(台帳の備え付け) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分管理台帳を備えなければならない。

第26条(登録補償金) 農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、国家の名義で設定登録された品種保護権

については、法第 29 条第 1 項の規定によりその職務育成者にひとつひとつの権利ごとに 100 万ウオンの登録補償金をその品種保護権を設定登録した年度またはその次の年度の予算から支払わなければならない。

第 27 条（国有品種保護権の処分補償金等）①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分をした場合（第 11 条第 2 項の規定により政府機関の長が無償で実施した場合は除く。以下第 2 項において同じ。）は、法第 29 条第 1 項の規定によりその職務育成者にひとつひとつの権利の譲渡代金または実施料の年間収入金の 100 分の 50 に相当する金額を処分補償金として支払わなければならない。

②農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は国有品種保護権の処分をした場合には、各権利の譲渡代金または最初の実施契約金額を基準として、その育成機関の長に、次の各号の区分による褒賞金を 1 回に限定して支給しなければならない。

1. 国有品種保護権の譲渡代金または最初の実施契約金額が 1 千万ウオンを超え、5 千万ウオン以下の場合：100 万ウオン
2. 国有品種保護権の譲渡代金または最初の実施契約金額が 5 千万ウオンを超え、1 億ウオン以下の場合：500 万ウオン
3. 国有品種保護権の譲渡代金または最初の実施契約金額が 1 億ウオンを超えている場合：1 千万ウオン

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 11 条第 2 項の規定により国有品種保護権を政府機関の長が無償で実施した場合には、その職務育成者及び育成機関の長に第 1 項及び第 2 項の規定による基準に準じて算出された金額を処分補償金及び報奨金として支払わなければならない。

④第 1 項から第 3 項までの規定による国有品種保護権の処分補償金及び報奨金は、その譲渡代金や実施料が納付された年、その次の年（第 11 条第 2 項の規定により政府機関の長が無償で実施した場合には、第 12 条第 1 項の規定による承認をした年度またはその次の年度をいう。）の予算で支給する。

第 28 条（補償金の持分支払）第 26 条及び第 27 条の規定による補償金を受けることができる権利を有する職務育成者が二人以上ある場合には、その持分に応じて支給する。

第 29 条（元・退職や死亡後の補償）①職務育成者が転職または退職した場合にも、職務育成者に第 26 条及び第 27 条の規定による補償金の全額を支給する。

②職務育成者が死亡した場合には、相続人に第 1 項の規定による補償金の全額を支給する。

第 30 条（補償金等の返還）職務育成者またはその相続人に支給された補償金や育成機関の長に支給された報奨金は、その品種保護が無効となった場合にも返還しない。ただし、その品種保護が他の者の品種保護を受けることができる権利を盗用したことが明らかになり、無効になった場合には、この限りでない。

第 31 条（品種保護を受けることができる権利の処分）①農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第 7 条第 1 項の規定により品種保護出願を受けた場合には、優れた品種の早期普及等のために必要な場合、品種保護権の設定登録がされる前であっても、品種保護を受けることができる権利を処分することができる。

②第 1 項の規定による品種保護を受けることができる権利の処分については、第 10 条から第 25 条まで及び第 27 条から第 30 条までの規定を準用する。

第 32 条（準用）①地方自治団体の公務員と「高等教育法」による国立学校と公立学校教職員の職務育成品種の申告・処分等に関しては、第 4 条から第 21 条まで、第 23 条及び第 25 条から第 31 条までの規定を準用する。

②第1項の場合において、第9条各号以外の部分の「国」は「地方自治団体または「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項の規定により設置された専門組織」と、同条第1号中「大韓民国」は、「地方自治団体または「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項の規定により設置された専門組織」と、同条第2号及び第3号中「農林畜産食品部長官または海洋水産部長官」は「地方自治団体の長又は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項の規定により設置された専門組織の長」とみなす。

③第1項の場合において、第10条、第12条、第15条から第20条まで、第23条及び第25条から第27条までの規定中「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官」とは、「地方自治団体の長又は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項の規定により設置された専門組織の長」とみなす。

④第1項の場合において、第31条第1項中「農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官」は「地方自治団体の長又は「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第11条第1項の規定により設置された専門組織の長"に、"出願を受けた"を「出願をした」と見て、同条第2項中「第10条から第25条まで」は「第10条から第21条まで、第23条、第25条」と読み替える。

第33条（品種の特性の説明等に関する記載事項） ①法第30条第2項第1号の規定による説明書に記載しなければする事項は、次の各号のとおりとする。

1. 品種保護出願の対象品種の特性と、他の品種と明確に区別される特性
2. 品種保護出願の対象品種の育成の経過図（特産表を含む）と育成系統図
3. 品種保護出願の対象品種の栽培時の留意事項

②第1項各号の事項は、その分野の専門知識を持った人が簡単に理解できるように具体的に記載しなければならない。

第34条（品種保護出願の要旨を変更） 法第34条第3号の「大統領令で定める場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 品種保護出願人又は育成者の住所を変更する場合
2. 裁判所の判決に基づいて品種保護出願人又は育成者の氏名を変更した場合
3. 一般承継による品種保護出願人の名称又は代表者の氏名を変更した場合（法人である場合のみ該当する）
4. 品種保護出願人の営業所所在地を変更した場合（法人である場合のみ該当する）
5. 法第109条第5項の規定により品種の名称を変更する場合

第35条（審査官の資格） ①法第36条第2項の規定により審査官になることがある人は、農林畜産食品部、海洋水産部と山林庁の一般職国家公務員として、審査官の業務遂行に必要な知識と能力があると、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が認める者とする。

②審査官は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が定めて告示する研修の課程を修了しなければならない。

第36条（農漁民の自己採種） ①法第57条第2項の規定による自家生産（自家生産）を目的に自家採種（自家採種）を行う場合は、農漁業人が自分が耕作したり、養殖した土地や養殖場で栽培・養殖して収穫した産物を、自分が耕作したり、養殖している土地や養殖場の種として使用するために採種（採種）している場合とする。

②法第57条第2項の規定により農漁民が自家生産を目的に自家採種した場合、品種保護権の制限の範囲は、種子の増殖方法、市場性などを考慮して、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が告示する作物である。

③農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、第2項の規定による通知をするときは、種子委員会の意見を聴かななければならない。

第 37 条（通常実施権の設定についての裁定の例外）法第 67 条第 1 項第 1 号の「大統領令で定める正当な事由」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

1. 品種保護権者が心身障害により活動が不可能な場合（「医療法」による医療機関の長が証明した場合に限る。）
2. 保護品種の実施、政府機関や他の人の許可 認可、同意又は承諾を必要とする場合に、その許可、認可、同意又は承諾を受けていない場合
3. 保護品種の実施が環境保全などを理由に、法令で禁止または制限された場合
4. 保護品種の実施の需要が存在しないか、その需要が少なく、これを営業的規模で実施することができない場合

第 38 条（品種保護審判委員会の構成及び運営）①法第 90 条の規定による品種保護審判委員会（以下「審判委員会」という）の委員長は、農林畜産食品部長官が海洋水産部長官と協議して任命する。

②審判委員会は、幹事 1 人を置き、幹事は、農林畜産食品部長官がその所属公務員の中から任命する。

③幹事は、審判委員会委員長の命を受け、審判委員会の事務を処理する。

第 39 条（審判委員の資格）①法第 94 条第 3 項の規定により品種保護審判委員は次の各号のいずれかに該当する者の中から任命するか、または委嘱することができる。

1. 農林畜産食品部・海洋水産部・農村振興庁と山林庁の 4 級以上の一般職国家公務員または高位公務員団に属する一般職公務員である者
2. 特許庁の 4 級以上の一般職国家公務員または高位公務員団に属する一般職公務員のうち、特許庁で 2 年以上の審査に従事した者
3. 弁護士または弁理士の資格のある人

②品種保護審判員は、農林畜産食品部長官が定めて告示する研修の課程を修了しなければならない。

第 40 条（品種名称の取り消し）法第 117 条第 1 項第 3 号の「大統領令で定める場合」とは、虚偽その他の不正な方法で品種名称が登録されている場合をいう。

第 3 章 補則

第 41 条（種子委員会の委員の身分保障）の種子委員会の委員長（以下「種子委員長」という。）及び委員（以下「種子委員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、その意思に反して免職されない。

1. 禁錮以上の刑の宣告を受けた場合
2. 長期間の心身衰弱により職務を遂行することができなくなった場合

第 42 条（種子委員長の職務）①種子委員長は、種子委員会を代表し、その業務を総括する。

②種子委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、種子委員長が指名する種子委員がその職務を代行する。

第 43 条（種子委員会の会議の招集と議決）①種子委員長は、種子委員会の会議を招集し、その議長となる。

②種子委員会の会議は、在籍委員の過半数の出席により（開議）し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

第 44 条（手当）種子委員会に出席した種子委員には、予算の範囲内で手当を支給することができる。ただし、

公務員がその所管業務と直接関連して出席するときは、この限りでない。

第45条（監事） ①種子委員会は、監事1人を置き、監事は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、その所属公務員の中から任命する。

②監事は、種子委員長の命を受け、種子委員会の事務を処理する。

第46条（調整事件の分離または結合） ①種子委員会は、必要があると認めるときは、関連する調整事件を分離したり、結合して審議することができる。

②種子委員長は、第1項の規定により種子委員会が調整事件を分離し、結合して審議することにした場合には、当事者双方に、遅滞なく、書面でその旨を通知しなければならない。

第47条（調整部の構成及び運営） ①法第119条第4項の規定による調整部は、種子委員長が種子委員の中から指名する1人の調整部長と2人の調停委員で構成する。

②調整部長の命を受け、紛争調停事件の事実の調査、その他の事務等を処理するために調整部に監事1人を置き、監事は、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官は、所属公務員の中から任命する。

第48条（運営細則） この令に規定する事項のほか、種子委員会と調整部の運営に必要な事項は、種子委員会の議決を経て種子委員長が定める。

第49条（権限の委任・委託） ①農林畜産食品部長官は、法第129条第1項の規定により次の各号の権限〔「森林資源の造成及び管理に関する法律」第2条第8号の林木の種子（森林の苗木を含んでおり、以下、「林木の種子」という。）と水産植物の種子に関する事項は除く〕を農村振興庁長に委任する。

1. 法第28条第2項の規定による品種保護を受けることができる権利の処分及び管理
2. 法第29条第1項の規定による公務員の職務上の育成のための補償金の支払い

②法第129条第1項の規定により次の各号の権限の林の種子に関する権限は、農林畜産食品部長官が山林庁長に委任して、水産植物の種子に関する権限は、海洋水産部長官が国立水産科学学院長に委任する。

1. 法第8条の規定による期間の延長
2. 法第9条の規定による手続の補正命令
3. 法第10条の規定による手続の無効処分、無効処分の取り消しと処分通知書の送達
4. 法第25条第5項の規定による協議の結果の届出命令
5. 法第27条第4項の規定による品種保護権承継の届出受付
6. 法第28条第2項の規定による品種保護を受けることができる権利の処分及び管理
7. 法第29条第1項の規定による公務員の職務上の育成のための補償金の支払い
8. 法第31条第5項本文に基づく優先権を主張者による出願品種の審査の延期
9. 法第32条第1項の規定による出願の受付と品種保護出願登録簿への登録
10. 法第36条第1項の規定による審査の命令
11. 法第37条第1項の規定による出願公開
12. 法第37条第2項の規定による出願公開の品種に関する情報や証拠の受付
13. 法第40条第2項の規定による出願品種の審査のための調査や試験の委託
14. 法第41条第1項の規定による資料の提出命令
15. 法第42条第3項の規定による拒絶決定の謄本の送達および公報掲載
16. 法第43条第3項の規定による品種保護決定の謄本の送達および公報掲載
17. 法第46条第2項の規定による品種保護料の徴収
18. 法第52条第1項の規定による品種保護原簿への登録

19. 法第 53 条の規定による品種保護公報の発行
20. 法第 54 条の規定による品種保護権の設定登録、試料保管・管理、広報掲載及び品種保護権登録証の発行
21. 法第 62 条第 2 項の規定による品種保護権、専用実施権又は質権の相続やその他の一般承継による移転した場合、その旨の報告を送信する
22. 法第 67 条の規定による通常実施権の設定の裁定
23. 法第 68 条の規定による裁定請求書の副本（副本）の送達および意見書提出の機会付与
24. 法第 70 条第 1 項の規定による裁定書の謄本の送達
25. 法第 72 条第 2 項の規定による裁定の取り消し処分
26. 法第 79 条第 1 項の規定による品種保護権の取り消し処分
27. 法第 81 条の規定による保護品種の実施状況とその規模等についての報告命令
28. 法第 82 条第 2 項の規定による保護品種の試験 確認及び資料の提出命令
29. 法第 109 条第 1 項の規定による品種名称登録出願の受付
30. 法第 109 条第 7 項の規定による品種名称登録異議申請の受付
31. 法第 109 条第 8 項の規定による品種名称の登録と通知
32. 法第 112 条第 4 項の規定による品種名称登録異議申請に対する決定の謄本の送達
33. 法第 113 条第 3 項の規定による拒絶決定の謄本の送達
34. 法第 114 条第 3 項の規定による拒絶決定の謄本の送達
35. 法第 117 条第 1 項の規定による登録された品種名称の取り消し処分と、同条第 2 項の規定による取消事由の通知および新しい品種名称の提出命令
36. 法第 125 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号の規定による手数料の徴収
37. 法第 128 条の規定による書類の保管や書類の閲覧及びコピーの許可等
38. 法第 137 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者に対する過料の賦課 徴収
39. 第 51 条第 9 項の規定による場所変更届の受付

③農林畜産食品部長官は、法第 129 条第 1 項の規定により次の各号の権限（山林用種子および水産植物の種子に関する権限を除く。）を国立種子院長に委託する。

1. 法第 8 条の規定による期間の延長
2. 法第 9 条の規定による手続の補正命令
3. 法第 10 条の規定による手続の無効処分、無効処分の取り消しと処分通知書の送達
4. 法第 25 条第 5 項の規定による協議の結果の届出命令
5. 法第 27 条第 4 項の規定による品種保護権承継の届出受付
6. 法第 31 条第 5 項本文に基づく優先権を主張者による出願品種の審査の延期
7. 法第 32 条第 1 項の規定による出願の受付と品種保護出願登録簿への登録
8. 法第 36 条第 1 項の規定による審査の命令
9. 法第 37 条第 1 項の規定による出願公開
10. 法第 37 条第 2 項の規定による出願公開の品種に関する情報や証拠の受付
11. 法第 40 条第 2 項の規定による出願品種の審査のための調査や試験の委託
12. 法第 41 条第 1 項の規定による資料の提出命令
13. 法第 42 条第 3 項の規定による拒絶決定の謄本の送達および広報掲載
14. 法第 43 条第 3 項の規定による品種保護決定の謄本の送達および広報掲載
15. 法第 46 条第 2 項の規定による品種保護料の徴収
16. 法第 52 条第 1 項の規定による品種保護原簿への登録
17. 法第 53 条の規定による品種保護公報の発行
18. 法第 54 条の規定による品種保護権の設定登録、試料保管 管理、広報掲載及び品種保護権登録証の発行
19. 法第 62 条第 2 項の規定による品種保護権、専用実施権又は質権の相続やその他の一般承継による移転した場合、その旨の報告を送信する
20. 法第 67 条の規定による通常実施権の設定の裁定

21. 法第 68 条の規定による副本（副本）の送達および意見書提出の機会付与
22. 法第 70 条第 1 項の規定による裁定書の謄本の送達
23. 法第 72 条第 2 項の規定による裁定の取り消し処分
24. 法第 79 条第 1 項の規定による品種保護権の取り消し処分
25. 法第 81 条の規定による保護品種の実施状況とその規模等についての報告命令
26. 法第 82 条第 2 項の規定による保護品種の試験 確認及び資料の提出命令
27. 法第 109 条第 1 項の規定による品種名称登録出願の受付
28. 法第 109 条第 7 項の規定による品種名称登録異議申請の受付
29. 法第 109 条第 8 項の規定による品種名称の登録と通知
30. 法第 112 条第 4 項の規定による品種名称登録異議申請に対する決定の謄本の送達
31. 法第 113 条第 3 項の規定による拒絶決定の謄本の送達
32. 法第 114 条第 3 項の規定による拒絶決定の謄本の送達
33. 法第 117 条第 1 項の規定による登録された品種名称の取り消し処分と、同条第 2 項の規定による取消事由の助言および新品種の名称の提出命令
34. 法第 125 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号の規定による手数料の徴収
35. 法第 128 条の規定による書類の保管や書類の閲覧及びコピーの許可等
36. 法第 137 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者に対する過料の賦課 徴収
37. 第 51 条第 9 項の規定による場所変更届の受付

④農村振興庁長・山林庁長、国立種子院長は、農林畜産食品部長官の承認を受けて、国立水産科学院長は、海洋水産部長官の承認を受けて、第 1 項から第 3 項までの規定により委任を受けた権限の一部を所属機関の長に再委任することができる。